一般社団法人山形県パワーリフティング協会　定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人山形県パワーリフティング協会と称する。

また、英文名を Yamagata Powerlifting Association といい、略称を YPA とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を山形県鶴岡市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、パワーリフティング及びウエイトトレーニングの正しい普及発展を図り、県民の体力の向上を図り、社会・文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1 パワーリフティング及びウエイトトレーニングの研究並びに指導

2 パワーリフティング選手権大会の企画運営

3 パワーリフティングの普及・啓蒙のための講習会等の企画、運営

4 ウエイトトレーニング施設設備の拡充に関する事業

5 加盟会員の強化発展と相互の連絡及び融和を図る講習会、研修会の開催

6 公益社団法人日本パワーリフティング協会の行う事業に関する業務の請負

7 前各号に附帯又は関連する事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、ホームページにより行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(退社)

第 6 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)
第 7 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格の喪失)
第 8 条 社員は、次のいずれかに該当した時は、その資格を喪失する。
(1) 退社したとき
(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
(3) 除名されたとき。
(4) 総社員の同意があったとき。

第 3 章 社員総会

(構成)
第 9 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)
第 10 条 社員総会は、次の事項を決議する。
(1) 社員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、並びに財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)
第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)
第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2 前項の招集通知は、会日の 2 週間前までに、各社員に対して発する。

3 前項の規定に関わらず、社員総会は、社員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、この限りでない。

(議長)
第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)
第 14 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)
第 15 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2 一般法人法第４９条第２項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(決議及び報告の省略)
第 16 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)
第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第 4 章 役員

(役員の設置)
第 18 条 当法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 3 名以上
(2) 監事 1 名以上
2 理事のうち 1 名以上を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)
第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって定める。
3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第 4 条で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
4 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第 5 条で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)
第 20 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。
2 業務執行理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を分担執行する。
3 代表理事及び業務執行理事は、6 か月に 1 回以上、己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)
第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、 当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)
第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

(解任)
第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。 ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

(報酬)
第 24 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 理事会

(理事会の設置)
第 25 条 当法人に、理事会を置く。

(構成)
第 26 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)
第 27 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
(4) 理事の職務の執行の監督
(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)
第 28 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2 前項の招集通知は、会日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して発する。
3 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)
第 29 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)
第 30 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)
第 31 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 20 条第 3 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)
第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、法令で定めるところにより、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第 6 章 計算

(事業年度)
第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)
第 34 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(事業報告及び決算)
第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第 1 号から第 3 号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、 定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。
(1) 事業報告及びその附属明細書
(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
(3) 財産目録
(4) 役員名簿
(5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類

(6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)
第 36 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)
第 37 条 本定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)
第 38 条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産)
第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与する。

第 8 章 附則

(委任)
第 40 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)
第 41 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）
第 42 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事 日野田亮　幅野友紀　大山香織
設立時代表理事 日野田亮

(設立時社員)
第 43 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

[redacted]
設立時社員　日野田　亮

[redacted]
設立時社員　幅野　友紀

[redacted]
設立時社員　大山　香織

(法令の準拠)
第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人山形県パワーリフティング協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 8 年 3 月 21 日

設立時社員　日野田　亮

設立時社員　幅野　友紀

設立時社員　大山　香織